



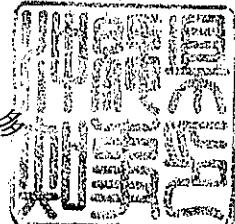
文政第491号
平成20年11月7日

沖縄県知事
仲井眞 弘多 殿



沖縄県知事

仲井眞 弘多



県道平和の道線（仮称）整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見について

平成20年4月14日付け南土第12007号で、みだしの環境影響評価準備書が沖縄県環境影響評価条例第14条第1項の規定に基づき送付されたところであるが、同条例第19条第1項の規定に基づき、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を別添のとおり述べる。

県道平和の道線（仮称）整備事業に係る環境影響評価準備書について

対象事業実施区域南側の荒崎海岸周辺は、石灰岩地域を特徴づける自然植生が残された自然度の高い区域であることから「荒崎の隆起サンゴ礁植生」として特定植物群落に指定されており、同時に、景勝地として、喜屋武海岸と一体的に国の登録文化財とされているなど、自然環境及び景観の面から重要な区域である。

事業者においては、環境影響評価方法書に対する知事意見を勘案し、荒崎海岸周辺の計画路線について、沖縄戦跡国定公園の第1種特別地域を回避する計画へと変更している。しかしながら、複数の植生が一体的、連続的に存在することにより成立すると考えられる荒崎海岸周辺における海岸植生が、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）で示された計画路線ではガジュマルーハマイヌビワ群落の中央部を通過するため連続性が分断されることから、同海岸周辺における計画路線及び道路構造の再検討を行うなど、海岸植生への影響を回避、低減するための環境保全措置について検討する必要がある。

また、本事業の実施に伴い計画路線周辺において発生すると考えられる土地利用や開発計画について、必要以上の開発や土地の改変がなされないよう計画路線周辺における全体の土地利用計画について関係機関との連携を早い段階から図るとともに、土地利用計画に基づく開発等の実施に当たっても周辺の自然環境や文化的・歴史的環境への影響を低減化するよう働きかけていく必要がある。

以上のこと踏まえ、準備書に示された調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置及び事後調査の内容について、下記の事項に留意して修正を行い、環境影響評価書を作成し、事業実施による環境への影響を事業者として可能な限り回避、低減し、周辺地域の自然環境及び生活環境の保全に万全の対策を講じること。

記

【全体的事項】

- 1 準備書に示された計画路線は、荒崎海岸周辺においてガジュマルーハマイヌビワ群落の中央を横断することとなっており、同海岸周辺に分布する海岸植生のもつ一体性、連続性が分断されることから、同海岸周辺における計画路線や道路構造について再度検討し、改変面積の低減や、まとまった分布面積の確保等、海岸植生への影響を回避、低減するための環境保全措置を実施すること。
- 2 具志川城跡や平和の塔等の観光スポット周辺に設置を検討している停車帯について、設置される箇所においては標準断面図よりも更に幅員が広がることになり、その位置や区間も未定であることから、実施設計時における停車帯の設置位置及び区間の検討に際しては、設置予定地周辺における貴重動植物種の生息・生育状況及び歴史的・文化的価値への影響を踏まえ、それらへの影響を回避、低減する計画とすること。

3 施設の存在及び供用時における雨水排水について、荒崎海岸周辺では車道や歩道からの浸透を予定しているが、現状と同様の浸透量が確保できない可能性があることから、現状における浸透係数について調査を行い、その結果を評価書に記載すること。また、本施工前に現地で試験舗装を行い実際の浸透能を確認すること。

4 工事中における濁水処理計画について

- (1) 実施設計の段階で、新たに凝集沈殿方式による濁水処理を行う区間が生じる場合や処理水の放流位置が変更される場合にあっては、濁水処理水の放流位置として、海域の生物への影響を回避、低減できる位置を設定すること。
- (2) 浸透処理方式により濁水処理を行う区間においては、現状における浸透係数について調査を行い、その結果を評価書に記載すること。また、事業実施前に浸透能を確認するとともに、地下水や地形・地質の状況を踏まえた上で、浸透池による処理が適切に行える事を確認すること。

5 緑化計画について

法面緑化に用いる種及びそれらの調達方法について、現段階で予定している内容を明らかにすること。また、施工区域内で伐採された樹木や発生土の利用についても検討すること。

【騒音・振動関係】

6 騒音について

- (1) 歴史的・文化的環境の観点から重要な具志川城跡や平和の塔等における、施設の存在及び供用時の騒音レベルを明らかにすること。
- (2) 騒音の事後調査について、工事実施時における環境保全措置として必要に応じ遮音壁を設置するとしていることから、環境保全措置の実施が必要となる基準を明らかにすること。併せて、事後調査の実施を検討すること。

7 山城及び喜屋武集落における建設機械の稼働による振動レベルとして、振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく規制基準値に近い値が予測されていることから、建設機械稼働の分散化等の環境保全措置を実施すること。併せて、事後調査の実施を検討すること。

【水環境関係】

8 事業実施による地下水への影響について、陸域において新たに観測井戸を掘り事後調査を行う地点の設定根拠を明らかにすること。また、事後調査用観測井戸については、周辺の自然環境の状況を踏まえ、動植物の生息・生育に影響を及ぼさない構造及び位置を検討すること。

9 赤土等による水の濁りについて

- (1) 赤土等による水の濁りの影響について、予測条件として1回当たりの想定雨量を4

5mm（降雨強度約15mm/h）としているが、近年における降雨量の増加傾向を踏まえた値を設定し、再度予測・評価を行うこと。

- (2) 河川・排水路における底質中懸濁物質について、海域と同じ手法で調査及び評価を行っていることから、河川・排水路における手法で調査及び評価を行うこと。
- (3) 海域におけるSS及びSPSSに関する事後調査地点について、実施設計の際に、濁水処理施設の設置位置や処理後の濁水の放流先が変更される場合は、その変更に応じて事後調査地点を追加すること。また、喜屋武漁港沖には大型のユビエダハマサンゴがまとまって分布していることから、同海域に事後調査地点を追加すること。

【自然環境関係】

[陸域植物]

1 0 計画路線周辺における貴重な植物種に関する事後調査の結果、著しい影響があると判断された場合、移植を行うとしていることから、影響が著しいと判断する基準を明らかにすること。

1 1 道路の敷設や樹木の伐採等、本事業の実施により新たに出現する林縁部に対し、マント群落、ソデ群落の形成を促すとしていることから、植栽に用いる種や植栽を行う箇所等について現段階で予定している内容を明らかにすること。

1 2 貴重種の移植について

- (1) 移植を行う種については、移植先や移植時期、移植手法など、現時点で予定している移植計画を、これまでに実施された他の事例を参考に作成し、その内容を評価書に記載すること。
- (2) 移植についての知見が少ないとしている種については、移植に当たり試験移植を実施することを検討すること。また、その際は、条件の異なる複数の箇所を選定し、より移植に適した環境条件を調べること。

[陸域動物]

1 3 造成範囲内で確認されている種について、「周辺に生息環境となる土地が残されている事から影響はほとんど無い」と予測しているが、事業実施により失われる土地を、それぞれの種がどのような場所として利用しているのか明らかにした上で、より詳細に予測を行うこと。

なお、予測に当たっては、地表徘徊性の種や移動能力の低い種の移動能力と、改変される区域と周辺で残る区域との距離を踏まえること。

1 4 コウモリ類やアオバズクなどの夜行性の種に対する夜間照明による影響に関しては、餌となる昆虫類への間接的影響だけではなく、照明設置位置周辺における忌避行動等、直接的影響についても予測・評価を行うこと。

1.5 鳥類について

- (1) 事業実施区域及びその周辺における鳥類の繁殖状況への影響については、繁殖可能性の判断基準を明らかにした上で、再度予測・評価を行うこと。
- (2) 騒音・振動の発生による忌避行動の有無についても予測・評価を行うこと。

1.6 施設の存在及び供用時における夜間照明によるウミガメ類の産卵への影響に関しては、影響を受けると思われる範囲と植樹等の環境保全措置を実施する位置を具体的に示すこと。

1.7 ムラサキオカガニについては、本種がこれまで沖縄島では確認されておらず、本事業実施区域が沖縄島における唯一の生息地域である可能性もあることから、その重要性を踏まえ、同種に対する事後調査について専門家等から十分指導・助言を受けた上で実施し、必要に応じ適切な環境保全措置を実施すること。

1.8 地表徘徊性の種の移動阻害等に対する環境保全措置として設置するとしている暗渠に関しては設置数と位置のみが示されており、暗渠設置による効果が不明であることから、設置数及び位置の根拠並びに設置による効果について、より詳細に記載すること。

また、環境保全措置の対象となる種の分布や移動の状況、移動能力、これまでの類似事例を踏まえて、設置数、設置位置及び構造について検討すること。

1.9 水域を餌場等として利用している種の予測に関して、「管渠の設置により水域の縮小による影響がほとんど無い」とした具体的な根拠を明らかにすること。併せて設置される管渠の構造や設置位置等について現在予定している内容を記載すること。

[海域生物]

2.0 海域における赤土等による水の濁りについては不確実性があるとしてSS及びSPSSの事後調査を行うとしていることから、併せて海域生物に関する事後調査や環境監視の実施について検討すること。その際は、喜屋武漁港正面の水路近傍には大型のユビエダハマサンゴがまとまって分布していることから、喜屋武漁港沖を事後調査地点として追加すること。

[その他]

2.1 事業実施区域内で確認されたシロアゴガエルやボタンウキクサ等の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）において特定外来生物に指定されている種及びアメリカハマグルマやギンネム等の要注意外来生物リストに掲載されている種については、事業実施により、その生息・生育範囲が拡大しないよう、細心の注意を払うとともに、適切に対応すること。

2.2 本事業は陸域における道路の建設の事業であるが、海域に近い場所で行われる事

業であることを考慮に入れ、生態系の予測・評価については陸域と海域を一体的に行うことを検討すること。

【景観関係】

2 3 囲繞景観における環境保全に関する施策との整合に係る評価について、整合が図られているとする施策とその内容について明らかにすること。

【歴史的・文化的環境関係】

2 4 現在の計画路線は、国指定文化財である具志川城跡並びに国登録文化財である喜屋武海岸及び荒崎海岸に近接していることから、工事実施の際には、これら文化財へ影響を与えないよう細心の注意を払うこと。

【廃棄物関係】

2 5 濁水処理施設から発生する沈殿物の発生量について予測し、その処理方法について示すこと。なお、沈殿物を再生処理して事業者自ら利用する場合は、その内容について関係機関と調整を行うこと。

2 6 処理・処分施設の状況について

- (1) 再生処理施設の状況については、各処理業者における処理実績や処理の状況などを明らかにした上で、予定している再資源化率が達成可能であることを示すこと。
- (2) 最終処分場の状況については、許可容量、許可面積だけではなく、残余容量についても把握した上で、本事業において最終的に処分される量を十分受け入れることが可能であることを示すこと。

2 7 上記の廃棄物に係る予測結果を踏まえた上で、伐採樹木の事業実施区域内における有効利用や、排出物の分別の徹底等、再資源化率の向上や最終処分量の減量化のための環境保全措置を実施すること。

【事後調査関係】

2 8 事後調査について

- (1) 事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応方針を示しているが、環境影響が著しい場合とはどのような場合かを明らかにすること。
- (2) 事後調査計画については、調査時期、調査回数、調査地点、調査範囲等、より詳細な内容を評価書に記載すること。
- (3) 事後調査時に新たに貴重動植物種が確認された場合は、専門家等の指導・助言を受けた上で、適切な環境保全措置を実施すること。

【環境保全措置関係】

2 9 工事関係者に配布するとしている貴重種に関する資料には、以下の事項についても記載するとともに、その内容の周知・徹底に努めること。

- (1) 特定外来生物及び要注意外来生物に関する資料
- (2) 指定・登録文化財等の位置及び範囲
- (3) その他環境保全上必要な事項

【その他】

3.0 環境影響評価書の作成に当たっては、以下の事項に留意すること

- (1) 予測結果や評価の記載については根拠を明示した上で、より詳細に、かつ、わかりやすく記載すること。
- (2) 引用する資料や文献等については常に最新の結果を用いること。